

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給)</p> <p>第3条 教育職員（次に掲げる給料表の適用を受ける者に限る。第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の2級又は1級である者（教頭を除く。）には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、<u>主幹教諭</u>、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給)</p> <p>第3条 教育職員（次に掲げる給料表の適用を受ける者に限る。第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の<u>特2級</u>、2級又は1級である者（教頭を除く。）には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。